各 位

会 社 名 株式会社ニチイ学館

代表者名 代表取締役社長 齊藤 正俊

(コード:9792、東証第一部)

問合せ先 取締役広報本部長 寺田 剛

(TEL. 03 - 3291 - 3954)

会 社 名 株式会社GABA

代表者名 代表取締役社長 上山 健二

(コード: 2133、東証マザーズ)

問合せ先 執行役員管理部門長 青柳 大介

(TEL. 03-5790-7000)

株式会社ニチイ学館による株式会社GABAの株式交換による 完全子会社化に関するお知らせ

株式会社ニチイ学館(以下「ニチイ学館」といいます。)及び株式会社GABA(以下「GABA」といいます。)は、本日開催の各社の取締役会において、平成23年12月5日を効力発生日として、ニチイ学館を株式交換完全親会社、GABAを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、株式交換契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本株式交換は、ニチイ学館については、会社法第796条第3項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、GABA については、会社法第784条第1項本文の規定に基づく略式株式交換の手続により、両社とも株主総会の承認を受けないで行われる予定です。

また、GABA の株式は、本株式交換の効力発生日(平成 23 年 12 月 5 日)に先立ち、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)において、平成 23 年 11 月 30 日付で上場廃止(最終売買日は平成 23 年 11 月 29 日)となる予定です。

なお、ニチイ学館による平成 23 年 8 月 5 日付の「株式会社 G A B A 株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「公開買付けの開始に関するお知らせ」といいます。)の「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」及び平成 23 年 9 月 22 日付の「株式会社 G A B A 株券等に対する公開買付けの結果及び子会社の異動に関するお知らせ」の「I. 本公開買付けの結果について」の「3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し」にて、平成 24 年 1 月を目処として本株式交換を行うこととしておりましたが、より早期のシナジー発現を目指すことでグループとしての企業価値向上を図ることが、株主の皆様のご期待に応えるものと判断し、本株式交換の効力発生日を平成 23 年 12 月 5 日とすることに決定いたしました。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

「公開買付けの開始に関するお知らせ」の「1. 買付け等の目的等」でご案内いたしましたとおり、ニチイ学館は、GABA の完全子会社化を目指して、平成23年8月8日から平成23年9月21日まで、GABA 普通株式及び新株予約権(①GABA の平成17年3月30日開催の臨時株主総会の決議並びに平成17年3月30日及び平成17年6月29日開催の取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権(以下「第1回新株予

約権」といいます。)、②GABA の平成 17 年 3 月 30 日開催の臨時株主総会の決議並びに平成 17 年 3 月 30 日 及び平成17年6月29日開催の取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権(以下「第2回新株予 約権」といいます。)、③GABA の平成 17 年8月 25 日開催の臨時株主総会の決議及び平成 17 年7月 14 日開 催の取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権(以下「第3回新株予約権」といいます。)、④ GABA の平成 17 年 12 月 12 日開催の臨時株主総会の決議及び平成 17 年 12 月 12 日開催の取締役会の決議に 基づき発行された第4回新株予約権(以下「第4回新株予約権」といいます。)、⑤GABA の平成 17 年 12 月 12 日開催の臨時株主総会の決議及び平成 17 年 12 月 12 日開催の取締役会の決議に基づき発行された第5回 新株予約権(以下「第5回新株予約権」といいます。)並びに⑥GABA の平成 18 年 1 月 18 日開催の臨時株主 総会の決議及び平成 18 年 1 月 18 日開催の取締役会の決議に基づき発行された第 6 回新株予約権(以下「第 6回新株予約権」といいます。)) を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。) を実施い たしました。その結果、本日現在、ニチイ学館は GABA の普通株式 43,315 株 (GABA の発行済普通株式数に 占める所有割合及び議決権割合で 96.59% (注)) を所有しております。さらに、「公開買付けの開始に関す るお知らせ」の「1. 買付け等の目的等」でご案内いたしましたとおり、ニチイ学館は、株式会社大和証券 グループ本社及び合同会社ジュピターインベストメントより GABA の A 種優先株式合計 70 株を取得する旨の 株式譲渡契約書を平成23年8月5日付で締結しておりましたが、かかる株式譲渡契約書に基づき、本日現 在、ニチイ学館はGABAのA種優先株式70株を所有しております。

「公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおり、ニチイ学館は GABA をニチイ学館の完全子会社 化することを企図しているところ、本公開買付けによりニチイ学館が GABA の普通株式の全て(但し、ニチイ学館が所有する GABA 普通株式を除きます。)を取得できなかったことから、ニチイ学館及び GABA は、この度、本株式交換を実施することにより、GABA をニチイ学館の完全子会社とすることにいたしました。

ニチイ学館による GABA の完全子会社化の目的につきましては、「公開買付けの開始に関するお知らせ」 等においてご説明しておりますが、具体的な内容は以下のとおりです。

ニチイグループは、「社業の発展を通して豊かな人間生活の向上に貢献する」という経営理念のもと、「教育で人が豊かに成長し続けていくことを応援する」、「医療関連で医療機関の安定した経営を支援する」、「介護で老後を不安なく暮らせる環境を作る」をミッションとして、「教育」、「医療」、「ヘルスケア」の3事業を柱に、社会環境の変化や時代の要望、更には、医療・介護現場の状況をいち早く捉え、その課題の解決に取り組んでおります。

ニチイグループでは、我が国における、グローバリゼーションの進展と、かつてない超高齢社会の到来により、介護及び医療に加えて、人材育成のための教育が何にも増して重要であると確信しており、医療・介護分野に留まらず「語学」「IT」等の講座メニューの拡充を積極的に推し進めるとともに、 e ラーニングシステム等の活用による講座展開チャネルの拡充に取り組んでおります。

一方、GABA の前身の会社は、平成7年7月に外国語会話のインストラクター(講師)をデータベース化し、全国各地の受講希望者とマッチングさせるという斡旋事業を目的として創業され、平成8年4月に有限会社として設立されました。その後、同社は、吸収合併による組織再編等を経て、平成13年3月より、「Gabaマンツーマン英会話」の名称で、インストラクター1人に対しクライアント(受講生)1人によるマンツーマンレッスン専門の英会話スクールの運営を開始しました。

GABA は、MBOを実施し創業者より事業を受け継ぐことを目的に平成16年6月に設立され、新経営陣の下、経営効率の向上、経営基盤の強化に取り組み、平成18年12月には東京証券取引所マザーズ市場への上場も果たす等、大きな成果を実現し、高品質のインストラクター、クライアントの英会話学習をサポートするカウンセラー(スクールスタッフ)、他社を凌駕するノウハウを用いた「Gabaメソッド」に基づく英会話レッスンにおいて、顧客からの高い満足度を得ており、マンツーマン英会話レッスン市場におけるリーディングカンパニーとして確固たるブランドを確立しています。

我が国の語学市場につきましては、一部企業による英語社内公用語化を含めたビジネスにおいて外国語を使用する機会の増加、将来のキャリア形成に備えた大学生や 20~30 代のビジネスマンによる英語学習機運の高まり、グローバル化の進行に伴う幼児・子供向け早期英語教育への関心の高まり、学習指導要領の改訂による小学校高学年での英語必修化、時間的余裕ができた中高年、団塊世代、シニア世代による自己啓発

の進展等により、語学習得に対する必要性と関心は日増しに高まりを見せております。

そのような状況下、ニチイ学館は、本年2月ころ、GABA の当時の筆頭株主である大和企業投資株式会社 より同社の所有する GABA 株式を譲り受ける候補者の選定プロセスへの参加の意向の打診を受け、当該選定 プロセスの過程で同社及び GABA より提供された情報に基づき、GABA の中長期的な企業価値向上のための経 営方針や GABA 株式の取得によって得られるシナジー等、GABA 株式の取得について分析、検討を進めてまい りました。

今後の教育事業の更なる拡大を企図するに際し、現在の社会情勢の変化から、ニチイ学館がこれまで手掛けてきた語学学習事業の一層の発展・拡大は不可欠であると考えており、業界内における確固たるブランド及び高い信頼・実績を誇る GABA がパートナーとしてニチイグループの一員となることは、ニチイ学館の教育事業の一層の差別化と、ニチイ学館及び GABA 両社の成長を共に実現出来るものと判断いたしました。

具体的には、新規教室の開設等、両社の補完関係は高く、以下に挙げられる様に、収益拡大及び効率化、 両社ブランド・ノウハウの相互活用等、大きなシナジーが期待されます。

- ① 新規ラーニングスタジオ (スクール施設) 開設
 - ・GABA のラーニングスタジオの開設を促進してまいりたいと考えております。GABA においては、現在首都圏・関西圏・中部圏においてマンツーマンレッスンに拘った展開を行っており、マンツーマン英会話レッスン市場において確固としたブランドを確立しております。ニチイ学館の教育事業においては、全国約500ヵ所に上る圧倒的な規模で教室展開しており、GABAブランド資産を活用した教室展開施策にニチイ学館のリソースを兼ね備えることにより、効率的な教室展開が可能であるものと考えております。
 - ・ GABA につきましては、ブランド価値及びブランド戦略を維持するためにも引き続き3大都市圏を中心に事業を拡大させながらも、GABA が展開していない地方中枢・中核都市圏及びその他の郊外・地方のニチイ学館の支店・オフィスエリアにおいては、GABA のノウハウ及びニチイ学館のリソースを融合させ、商圏を拡大させることにシナジーを期待しております。
- ② GABA のブランドとニチイ学館の e ラーニングシステム (Web カレッジ) を融合した講座展開
 - ・ 当該シナジーにおいては、ニチイ学館で既に展開しているWeb カレッジ講座において、GABA ブランドを用いて展開する方法と、GABA が保有している語学ノウハウをWeb カレッジ化する 方法が考えられます。

③ その他

この他にも、GABA 及びニチイ学館の持つ顧客層をお互いに流入させ、クロスセルを実現させること、また、ニチイ学館及びニチイ学館提携先のリソースを活用して新規教材の開発・拡充が進むことが期待されます。更に、将来的には GABA クライアントへの就業支援(ニチイ学館の持つ医療法人顧客への、英語対応可能な GABA クライアントの人材紹介)等の幅広いシナジーが考えられます。

(注) 所有割合は、本日現在の GABA 発行済普通株式総数 (44,844 株) を分母として、議決権割合は、本日現在の GABA の総株主の議決権の数 (44,844 個) を分母として、それぞれ算定しております。 なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役会決議日(両社)	平成 23 年 10 月 31 日 (月)
株式交換契約締結日 (両社)	平成23年10月31日(月)
最終売買日 (GABA)	平成 23 年 11 月 29 日(火)(予定)
上 場 廃 止 日 (GABA)	平成 23 年 11 月 30 日 (水) (予定)
株式交換の予定日(効力発生日)	平成 23 年 12 月 5 日 (月) (予定)

(注1) 本株式交換は、ニチイ学館については、会社法第796条第3項本文の規定に基づき簡易株式交換の手続により、また、GABAについては、会社法第784条第1項本文の規定に基づき略式株式交換の手続により、両社

とも株主総会の承認を受けないで行われる予定です。

(注2) 本株式交換の日程は、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、両社間で協議し合意の上、変更する可能性があります。

(2) 本株式交換の方式

ニチイ学館を株式交換完全親会社、GABA を株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、ニチイ学館については、会社法第796条第3項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、GABA については、会社法第784条第1項本文の規定に基づく略式株式交換の手続により、両社とも株主総会の承認を受けないで行われる予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社ニチイ学館 (株式交換完全親会社)	株式会社GABA (株式交換完全子会社)	
本株式交換に係る割当ての内容	1	250	

(注1) 株式の割当比率

GABA 普通株式 1 株に対して、ニチイ学館普通株式 250 株を割当交付します。但し、ニチイ学館が所有する GABA 普通株式 (平成 23 年 10 月 31 日現在 43,315 株) については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数等

ニチイ学館が GABA の株主に交付するニチイ学館普通株式は、ニチイ学館の保有する自己株式 382,250 株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

ニチイ学館は、本株式交換に際して、本株式交換によりニチイ学館が GABA の発行済株式(但し、ニチイ学館が所有する GABA の株式は除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)の GABA の株主の皆様(但し、ニチイ学館は除きます。)に対し、GABA の普通株式に代わり、その所有する GABA の普通株式数の合計に 250 を乗じた数のニチイ学館の普通株式を交付します。なお、GABA は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、GABA が基準時までに所有することとなる全ての自己株式(本株式交換に関する会社法第 785 条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて GABA が取得する株式を含みます。)を、基準時において消却する予定です。

本株式交換により交付する株式数は、GABA による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ニチイ学館の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様には、ニチイ学館株式に関する単元未満株式の買増制度又は買取制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

- ① 単元未満株式の買増制度(100株への買増し)
 - ニチイ学館の単元未満株式を所有する株主の皆様が、会社法第 194 条第1項及び定款の 定めに基づき、その所有するニチイ学館の単元未満株式の数と併せて1単元 (100 株) と なる数のニチイ学館株式をニチイ学館から買い増すことができる制度です。
- ② 単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却) ニチイ学館の単元未満株式を所有する株主の皆様が、ニチイ学館に対し、会社法第 192 条第1項の規定に基づき、その所有するニチイ学館の単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端株の取扱い

本株式交換に伴い、ニチイ学館の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる株主の 皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(合計数に1 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数のニチイ学館の普通

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本公開買付けの結果、ニチイ学館は、GABA の発行する第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回 新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の全てを取得し、本日までに、これらを放棄して おり、本日現在、GABA の発行する第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新 株予約権及び第5回新株予約権は全て消滅しています。また、本株式交換の効力発生日の前日までに、 第6回新株予約権で消滅していないものがある場合は、GABA はそのすべてを無償で取得し消却するか、 又はその他の方法により消滅させる予定です。

なお、GABA においては、新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎及び経緯

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、ニチイ学館及び GABA が、それぞれ別個に、ニチイ学館及び GABA から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ニチイ学館は、三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UF Jモルガン・スタンレー証券」といいます。)を、GABA は、青山綜合会計事務所を本株式交換のためのフィナンシャル・アドバイザーに任命したうえ、それぞれの第三者算定機関に任命しました。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、ニチイ学館については市場株価平均法による算定、また、GABAについては本公開買付けにおける公開買付価格を算定した時点以後本日までの間において、株式価値に重要な影響を与える事象は発生していないと判断し、本公開買付けにおける公開買付価格をその株式価値とし、GABAの普通株式1株に割り当てられるニチイ学館の普通株式数を算定いたしました。

なお、ニチイ学館については、東京証券取引所市場第一部における平成 23 年 10 月 28 日の株価終値、 平成 23 年 10 月 24 日から平成 23 年 10 月 28 日までの 1 週間の終値平均株価、平成 23 年 9 月 29 日から 平成 23 年 10 月 28 日までの 1 ヶ月間の終値平均株価、及び平成 23 年 7 月 29 日から平成 23 年 10 月 28 日までの 3 ヶ月間の終値平均株価に基づき算定いたしました。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	241~257

三菱UF Jモルガン・スタンレー証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、GABAの財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

一方、青山綜合会計事務所は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析したうえで、ニチイ学館については、ニチイ学館が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(平成23 年10月28日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における、基準日の株価終値、直近1週間、直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の各取引日の終値の平均値)を採用して株式交換比率の算定を行いました。

GABAについては、GABAが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(平成23年10月28日を基準日として、東京証券取引所マザーズにおける、基準日の株価終値、直近1週間、直近1ヶ月間、本公開買付け結果公表日の翌営業日である平成23年9月26日から基準日までの期間及び直近3ヶ月間の各取引日の終値の平均値)を、また、GABAには比較可能な上場類似会社が複数存

在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を採用して株式交換比率の算定を行いました。

GABA の普通株式1株に割り当てられるニチイ学館の普通株式数の算定レンジは以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	223. 6~245. 6
類似会社比較法	173. 1~262. 4
DCF 法	245. 2~273. 9

なお、青山綜合会計事務所は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で青山綜合会計事務所に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその関係会社等の資産及び負債(偶発債務を含みます。)について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照したGABAの財務見通しについては、GABAにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成23年10月28日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としています。なお、青山綜合会計事務所が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

ニチイ学館及び GABA は、上述の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本株式交換に先だって行われた本公開買付けの諸条件及び結果並びにニチイ学館株式の市場株価水準その他の諸要因を考慮した上で、GABA 株式の評価については本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として検討・交渉・協議を重ねました。その結果、本株式交換における株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、同株式交換比率により本株式交換を行うことを合意し、両社の取締役会の決議に基づき、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、上述の第三者算定機関が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率 の公正性について意見を表明するものではありません。

また、かかる株式交換比率は、ニチイ学館又は GABA の財産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合等においては、株式交換契約に従い、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

(2) 算定機関等との関係

三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び青山綜合会計事務所のいずれも、ニチイ学館及び GABA の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して重要な利害関係を有しません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその理由

本株式交換により、その効力発生日である平成 23 年 12 月 5 日をもって、GABA はニチイ学館の完全子会社となり、GABA 普通株式は平成 23 年 11 月 30 日付で上場廃止(最終売買日は平成 23 年 11 月 29 日)となる予定です。上場廃止後は東京証券取引所マザーズ市場において GABA 普通株式を取引することはできません。

なお、本株式交換の対価であるニチイ学館の普通株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますので、GABA 普通株式を1株以上所有する株主の皆様は、株式の所有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、本株式交換後についても引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

(4) 公正性を担保するための措置

ニチイ学館は、前記1. のとおり GABA の総株主の議決権の 96.59%を所有していることから、本株式

交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、両社は、前記3. (1) でご説明いたしましたとおり、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考として、検討・交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うことといたしました。なお、両社は、いずれも第三者算定機関から株式交換比率の公正性に関する意見(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しておりません。

(5) 利益相反を回避するための措置

GABAは、同社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、ニチイ学館及びGABAから独立したリーガルアドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選任し、取締役会の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

また、GABAは、後記「8.支配株主との取引等に関する事項」記載のとおり、本公開買付け及び本株式交換からなる一連の取引に関するGABA取締役会の意思決定における恣意性を排除し、意思決定過程を公正性、透明性及び客観性のあるものとするため、支配株主であるニチイ学館との間に利害関係を有しない第三者委員会を設置し、本取引に関する検討を依頼したところ、第三者委員会から、答申作成時点で第三者委員会が得ている情報の範囲内では、本株式交換により、GABAがニチイ学館の完全子会社となる取引は、GABAの少数株主にとって不利益ではない旨の答申の提出を、平成23年8月5日付けで受けております。また、GABAは、シティユーワ法律事務所から、平成23年10月31日付けで、本株式交換に関するGABAの意思決定は、GABAの少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を入手しております。

GABA では、第三者算定機関である青山綜合会計事務所から提出を受けた株式交換比率における算定結果を参考に、第三者委員会から提出を受けた答申を尊重しつつ、本株式交換に関する諸条件について、慎重に検討した結果、GABA は、本株式交換は同社の企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本株式交換比率その他の本株式交換の諸条件は妥当であると判断し、本日開催の取締役会において、都合により出席できなかった一名を除く GABA の取締役全員の一致で、本株式交換を承認する旨の決議をいたしました。なお、GABA のいずれの監査役も、GABA の取締役が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

4. 本株式交換の当事会社の概要 (平成23年6月30日現在、特記しているものを除く)

(1)	名称	ニチイ学館株式会社 (株式交換完全親会社)	株式会社GABA (株式交換完全子会社)
(2)	所 在 地	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 齊藤 正俊	代表取締役社長 上山 健二
(4)	事 業 内 容	医療関係事業 ヘルスケア事業 教育事業	英会話事業
(5)	資 本 金	11,933 百万円	598 百万円
(6)	設 立 年 月 日	昭和 48 年 8 月	平成 16 年 6 月
(7)	発行済株式数	73, 017, 952 株	44,914 株(本日現在)
(8)	決 算 期	3月31日	12月31日
(9)	従 業 員 数	15,360名 (平成23年3月31日現在)	410 名
(10)	主要取引先	個人、地方自治体等	個人
(11)	主要取引銀行	株式会社三菱東京 UFJ 銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 三菱 UFJ 信託銀行株式会社	株式会社三菱東京 UFJ 銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行

			株式会社東	京都民銀行					
			有限会社明	月和	17. 79%	大和企業投	資株式会社	60. 14%	
			寺田 明彦		13. 12%	日本トラスティ	・サービス信託銀	3. 10%	
			日本トラスティ	・サービス信託銀	7.80%	行株式会社	:(信託口)		
			行株式会社	t		吉岡裕之		2. 31%	
				ラスト信託銀行	2.53%	青野仲建		1. 95%	
				(信託口)	,		V FOR BNYM		
				三菱東京 UF.J	2. 20%		CCOUNT MPCS		
			銀行		2. 20/0		E代理人 株		
				录除相互会社	1. 70%	_	E東京 UFJ 銀		
							E来尔 UIJ 蚁		
				·任代理人 株		行)	= 1 1 	1 1 50/	
				菱東京 UFJ 銀	\	•	ラスト信託銀行	1. 15%	
(12)	大株主及び持	株比率	行)	Well that A		株式会社(
				業員持株会		GABA 社員技	牙怀会	1. 08%	
				東京都民銀行		三好宏明		0. 85%	
				里人 資産管理			融株式会社	0.81%	
			サーヒ゛ス信言	托銀行株式会		槇島俊幸		0.75%	
			社)						
			みずほ信	託銀行株式会	1.38%				
			社退職給	付信託みずほ	:				
			銀行口再	信託受託者資					
			産管理サーヒ	: 、ス信託銀行株					
			式会社						
			(平成 23	年3月31日					
			現在)						
(13)	当事会社間の	の関係	1						
			ニチイ学館	は GABA の発行	「済普通株式終	総数の 96.59%	らに相当する普	通株式	
	資 本 員	孫	43,315 株及	び議決権を有	さないA種優	是先株式 70 株	を所有してお	ります(平	
			成23年10月31日現在)。						
	人 的 队	昼	該当事項は	ありません。					
	取引	原	ニチイ学館	と GABA との間	には、記載で	ナベき取引関係	系はありません	$\nu_{\rm o}$	
	1		Ì						
	間 津 水 車 🕆	そへの	GARA 14 -	チオ学館の油	結子 会社でも	い ーチィニ	を給の思浦当重	考に該当し	
	関連当事者			・チイ学館の連 23 年 10 日 31		っり、ニチイ学	学館の関連当事	者に該当し	
	関連当事者該 当 お			・チイ学館の連 23 年 10 月 31		oり、ニチイ学	冷館の関連当事	者に該当し	
(14)		犬 況	ます(平成	23年10月31		っり、ニチイ学	2館の関連当事	者に該当し	
(14)	該当り	犬 況	ます(平成	23年10月31		っり、ニチイ学	学館の関連当事 GABA	著に該当し	
(14)	該当 物最近3年間の	犬 況	ます(平成	23年10月31 態		うり、ニチ イ学		者に該当し	
(14)	該当り	犬 況	ます(平成	23 年 10 月 31 態 ニチイ学館		っり、ニチイ学 平成 20 年	GABA	F者に該当し 平成 22 年	
(14)	該当 物最近3年間の	犬 況	ます(平成 漬及び財政状	23 年 10 月 31 態 ニチイ学館 (連結)	日現在)。		GABA (単体)		
(14)	該当 物最近3年間の	犬 況	ます(平成 漬及び財政状 平成21年	23 年 10 月 31 態 ニチイ学館 (連結) 平成 22 年	日現在)。 平成23年	平成 20 年	GABA (単体) 平成 21 年	平成 22 年	
	該 当 お 最近3年間の 決算期	経営成績	ます (平成 漬及び財政状 平成 21 年 3月期	23 年 10 月 31 態 ニチイ学館 (連結) 平成 22 年 3 月期	日現在)。 平成 23 年 3 月期	平成 20 年 12 月期	GABA (単体) 平成 21 年 12 月期	平成 22 年 12 月期	
純総	該 当 お 最近3年間の 決算期 資	経営成績産産産産産	ます(平成 漬及び財政状 平成 21 年 3月期 47,873	23年10月31 態 ニチイ学館 (連結) 平成22年 3月期 49,728	日現在)。 平成23年 3月期 52,200	平成 20 年 12 月期 1, 320	GABA (単体) 平成 21 年 12 月期 869	平成 22 年 12 月期 1, 465	

営	業		利	益	1,013	6, 864	7, 868	584	△210	1,063
経	常		利	益	800	6, 877	9,660	651	△150	1, 120
当	期	純	利	益	△1,090	3, 154	3, 478	277	△174	596
1 株	当たり	当期	純利益	(円)	△31. 10	45. 63	50. 37	5, 708. 38	△4, 475. 80	13, 266. 83
1 树	も当 た	り配	当金((円)	22.00	12.00	14.00	0.00	0.00	0.00

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

5. 本株式交換後の状況

(1)	名		称	株式会社ニチイ学館
(2)	所	在	地	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地
(3)	代表	者の役職・	氏名	代表取締役社長 齊藤 正俊
(4)	事	業内	容	医療関係事業 ヘルスケア事業 教育事業
(5)	資	本	金	11,933 百万円
(6)	決	算	期	3月31日
(7)	純	資	産	現時点では確定しておりません。
(8)	総	資	産	現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等のうち少数株主との取引に該当する見込みです。なお、この取引に伴いのれんが発生する見込みですが、発生するのれんの金額は現時点では未定です。

7. 今後の見通し

GABA は、既にニチイ学館の連結子会社であるため、本株式交換によるニチイ学館及び GABA の業績への影響は、いずれも軽微であると見込んでおります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

ニチイ学館は GABA の支配株主であり、本株式交換は、GABA にとって支配株主との取引等に該当します。 GABA が平成 23 年 10 月 25 日に開示した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(以下「コーポレート・ガバナンス報告書」といいます。) において、「支配株主と取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」として、親会社ならびにそのグループ企業(以下、親会社等といいます。) との取引においては、一般の取引基準と同様の基準を適用することを基本としており、その実施にあたっては、GABA の職務権限規程等に定められた意思決定手続きを経て、適切な判断をすることとしており、親会社等と親会社等以外の少数株主の利益が相反する恐れのある取引等が発生する場合には、少数株主保護の観点から、必要に応じて外部専門家の見解を求める等、当該取引の公正性、公平性を確保した上で、取締役会において慎重に審議・決定する方針である旨を記載しております。

本株式交換においても、GABA は、取引内容及び条件の妥当性について GABA の取締役会において慎重に審議し、さらに前記3. (4)「公正性を担保するための措置」及び(5)「利益相反を回避するための措置」の施策により、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しており、かかる対応は上記指針と適合しているものと考えております。

なお、GABA は、本公開買付け及び本株式交換からなる一連の取引に関する GABA 取締役会の意思決定における恣意性を排除し、意思決定過程を公正性、透明性及び客観性のあるものとするため、支配株主であるニチイ学館との間に利害関係を有しない第三者委員会を設置し、本取引に関する検討を依頼しました。第三者委員会は、GABA 対し質疑応答等を行うとともに、GABA より提出を受けた本取引に関連する資料を精査し、慎重に審議を重ねた上で、全員一致にて、公開買付価格の妥当性、公開買付価格検討の合理性、二段階買収に係る手続の適正性、買付者選定過程の適正性といった基準に照らして第三者委員会が認定した事実を検討した結果、GABA 取締役会に対し、答申作成時点で第三者委員会が得ている情報の範囲内では、本株式交換により、GABA がニチイ学館の完全子会社となる取引は、GABA の少数株主にとって不利益ではないとの結論

に達し、平成 23 年8月5日に、GABA 取締役会に対し、その旨の答申を提出しております。また、GABA は、シティユーワ法律事務所から、平成 23 年 10 月 31 日付けで、本株式交換に関する GABA の意思決定は、GABA の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を入手しております。

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

ニチイ学館(当期業績予想は平成23年5月16日公表分)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 24 年 3 月期)	250, 000	9, 000	9, 300	4, 500
前期実績 (平成23年3月期)	240, 827	7, 868	9, 660	3, 478

(単位:百万円)

GABA (当期業績予想は平成23年2月10日公表分)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成 23 年 12 月期)	8, 350	1, 360	1, 420	830
前期実績 (平成 22 年 12 月期)	7, 751	1,063	1, 120	596

(単位:百万円)

以上